

危険物取扱者・消防設備士免状各種申請 よくある質問

こちらでは大阪府に寄せられる危険物取扱者・消防設備士免状の申請についてのよくある質問をまとめています。

No.	質問	回答
1	免状の書換や再交付に必要な申請書はどこでもらえますか？	<p>大阪府内の各市町村消防本部に配架しているため、最寄りの消防(局)本部に確認してください。</p> <p>また、(一財)消防試験研究センターのHPから様式をダウンロードできます(ただし、銀行でお支払いいただくための納付書はHPからダウンロードできませんのでご注意ください)。</p> <p>http://www.shoubo-shiken.or.jp/license/docs.html</p> <p>■免状申請書及び納付書の配布場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内各消防(局)本部 ・大阪府危機管理室消防保安課 ・大阪府各情報プラザ ・(一財)消防試験研究センター大阪府支部
2	コンビニでの納付できると聞いたのですが、具体的にはどうすればいいのですか？	<p>手順は以下のとおりです。</p> <p>①インターネットで大阪府HPを開く https://www.pref.osaka.lg.jp/</p> <p>②大阪府HPのページ内検索で下記の案内番号を入力するか、「危険物取扱者・コンビニ」等で検索してください ・危険物取扱者案内番号「0002-1111」 https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=21111</p> <p>・消防設備士案内番号「0002-1112」 https://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=21112</p> <p>③検索結果に出てくる大阪府ピピッとネットを選択してください</p> <p>④ページ下記の「参考リンク」欄で申請内容に合うものをクリックしてください(例えば写真書換の場合、「免状書換(写真)手数料(1,600円)(外部サイト)」をクリックしてください)</p> <p>⑤開いた画面に必要事項を入力し「確認画面へ」をクリックしてください</p> <p>⑥内容に問題がなければ「登録」をクリックしてください ※登録後に画面に表示される「申込番号」はコンビニ端末で入力する番号ではありません</p> <p>⑦「支払方法へ」をクリックし、支払いするコンビニを選択してください</p> <p>⑧画面に表示されている番号をコンビニの端末で入力し支払いをしてください</p>
3	免状の書換や再交付申請書の送付先はどこですか？	<p>(一財)消防試験研究センター 大阪府支部に送付してください。</p> <p>〒540-0012 大阪府中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館・大同生命ビル6階 TEL:06-6941-8430</p>
4	消防試験研究センター大阪府支部へは何を送るのですか？	<p>申請に必要な書類は免状の書換や再交付によって異なります。</p> <p>申請書の裏面に詳しくは記載されているので、ご覧ください。また、下記ページにも必要な書類が記載されているのでご覧ください。</p> <p>http://www.shoubo-shiken.or.jp/license/</p>

危険物取扱者・消防設備士免状各種申請 よくある質問

No.	質問	回答
5	免状の手数料の支払いはどのような方法がありますか？	2種類の方法があります。①納付書での納付、②コンビニ納付 ①納付書は最寄りの消防(局)本部に配架しております。 ②コンビニ納付は大阪府のHPの「大阪府ピピッとネット」により必要内容を事前に登録して、コンビニ設置の端末機を使用し、支払いしてください。(上記No.2もご覧ください)
6	消防(局)本部でもらった納付書はすべての項目に氏名等を書くのですか？	4連全てに必要な事項を記載してください。
7	納付書の「手数料納付者」は誰の名前を記載するのですか？	申請者本人の氏名を記載してください。 会社名を記載する際は会社名の後に申請者名を記載してください。
8	写真の書換と同時に本籍の書換も行いたいのですが、手数料はいくらになりますか？	手数料は1,600円になります。 1,600円と700円を支払うわけではありませんので、注意してください。
9	書換期限が過ぎている免状の書換を行いたいのですが、手続きはどのように行うのですか？	申請方法は通常の写真書換と同様の手続きになります。
10	手数料は非課税ですか？	非課税です。 ※コンビニ納付の場合も非課税ですが、コンビニ取扱手数料はかかります。
11	大阪府で免状を交付されたのですが、現在は他の都道府県に住んでいます。 この場合、免状の申請は、大阪府へ送付するのですか？	免状の再交付の場合は消防試験研究センター大阪府支部へ申請することになります。 免状の書換の場合はお住まいの都道府県の消防試験研究センター支部へ申請することができます。